

花巻市議会本会議等インターネット配信実施要領

令和2年3月26日

花巻市議会議長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、花巻市議会の活動を広く公開するため、インターネットによる配信(以下「配信」という。)を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本会議等 本会議、予算特別委員会及び決算特別委員会をいう。
- (2) 映像等 本会議等の開会宣告から閉会宣告までの映像及び音声をいう。ただし、休憩時間及びその他必要がないと議長が認める時間は除く。
- (3) 同時配信 映像等を撮影と同時に配信し、公開することをいう。
- (4) 録画配信 映像等をデータとして記録し、編集を行った後に配信し、公開することをいう。

(配信方法)

第3条 配信は、同時配信及び録画配信により行うものとする。

(録画配信における編集)

第4条 録画配信における編集は、次により行うものとする。

- (1) 同時配信のデータから休憩時間等の発言のない部分を削除する。
- (2) 本会議等のうち、一般質問については登壇議員単位で行い、それ以外については、1日単位で行う。
- (3) 原則として、発言に関する修正、削除等その他の編集は行わない。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りではない。

(録画配信の期間等)

第5条 録画配信は、本会議等を開催した日から概ね10日以内に開始し、原則として、4年間配信するものとする。ただし、録画配信のデータサーバーの保存許容量を超えた場合、この限りではない。

(同時配信及び録画配信の位置付け)

第6条 同時配信及び録画配信は、地方自治法第123条の規定に基づく会議録とは異なるものであることを視聴者に対して明示するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、配信に関し必要な事項は、議長の判断によるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。